

岐阜県

総合評価を拡大

事務も
簡素化

一般競争の30%試行

岐阜県は、今月から公共工事の入札契約制度を見直した。総合評価落札方式を拡大し、一般競争入札のうち30%で試行するとともに、事務手続きの簡素化を図る。

また、低入札防止に向け、失格判断基準を引き上げる。

主な見直しとして、公正な競争を促進するため、一般競争入札の対象工事を拡大。1000万円以上5000万円未満の約30%、5000万円以上1億円未満の約50%で、一般競争を導入する。

1億円以上は、これまでどおりすべて一般競争の対象とする。

総合評価方式は、2007年度、一般競争のうち25%（103件）で試行したが、5月からは一般競争のうち30%に相当する150件程度で試行する。1億円以上は全工事を導入する。

また、総合評価審査会の意見聴取の方法を改正。簡易型の落札決定前審査を廃止するなどして、事務の日数を「簡易型Ⅰ」は約6日、「簡易型Ⅱ」「技術提案型」は

約10～15日短縮する。

そのほか、加算点については、「簡易型Ⅱの最大加算点を「20点」から「30点」、技術提案型は「30点」から「40点」にそれぞれ引き上げる。

過去の施工実績は、これまでの「10年間」から「15年間」に拡大する。

一方、一般競争の拡大に伴い、ダンピング（過度な安値受注）の増加や工物品質の低下が懸念されることから、低入札価格調査制度と失格判断基準を改定した。

失格判断基準は、「直接工事費の75%の額」か「共通仮設費の70%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額」のいずれかを下回った場合、失格とするよう見直した。

原則1000万円以上「共通仮設費の70%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額」のは、過去2年間の工事成績評定点の平均が75点以上の場合、専任化を免除する。